⑷　平成13年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

①　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で地上３階建以上、かつ延べ面積3,800㎡以上の研究施設の新営工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で地上２階建以上、かつ延べ面積2,000㎡以上の研究施設の新営工事

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体での参加の場合の構成員数は、２社とすること。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成13年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷①に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑾　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、上記２⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑿　文部科学省又は経理責任者から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⒂　警察当局から、暴力団体が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札に参加し、次のア、イの要件に該当する者のうち、下記３⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　評価値が標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　上記３⑴①において評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は最高30点とし、技術提案書の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、提案の内容により、評価項目毎にＳ（10点）／Ａ（７点）／Ｂ（４点）／Ｃ（０点）により評価する。

②　「工事全般の施工計画」については、提案の内容により、Ｓ（10点）／Ａ（７点）／Ｂ（４点）／Ｃ（０点）／不適切（欠格）で評価する。

③　技術提案書については、各評価項目の合計評価点数を加算点とする。上記３⑵②において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

④　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　本工事における「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、以下の項目について評価する。

①　材料及び工法に対する提案

②　省資源及びリサイクル対策に対する提案

詳細については、入札説明書による。

⑷　受注者の責めにより、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒812―8581 福岡県福岡市東区箱崎六丁目10番１号　国立大学法人九州大学施設部施設企画課　工事契約係　電話番号092―642―2214

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　平成23年７月11日から平成23年８月１日まで。上記４⑴に同じ。図面の交付にあたっては、実費（約20,000円）により交付する。

⑶　競争参加資格確認申請書及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）の提出期間、提出場所及び提出方法　平成23年７月11日から平成23年８月１日午後３時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより難い者で、紙入札を希望する場合は、上記４⑴へ持参又は郵送（郵便書留等配達の記録が残る方法に限る。）すること。

⑷　共同企業体の場合の競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法　上記４⑶に同じ。

⑸　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、提出場所及び提出方法　平成23年８月30日から平成23年９月21日までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前９時から午後５時まで（ただし、最終日は正午まで）。上記４⑴に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑹　入札及び開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、平成23年９月21日正午までに、電子入札システムにより提出すること。

ただし、経理責任者の承諾を得た場合は、上記４⑴に持参又は郵送（郵便書留等配達の記録が残る方法に限る。）すること。

開札は、平成23年９月22日午前10時　九州大学施設部施設企画課入札室において行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　入札金額（税込み）の100分の５以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に経理責任者を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の５以上）を締結し、その証書を提出する場合又は、銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）による契約保証の予約（入札金額の100分の30以上）を受け、当該証書を提出する場合は入札保証金の納付を免除する。その場合、落札者が契約を締結しないときは、違約金として、落札した金額の100分の５に相当する額を九州大学に支払わなければならない。